

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
http://www.yokota-kougai.com

第4回口頭弁論

5月21日(水)

立川地裁101号法廷

10:20~10:35 事前集会

↓ 裁判所正門前歩道にて

11:00~11:40 法廷

↓

12:00~12:40 報告集会

東京三弁護士会多摩支部ホール

昭島支部と、八王子・日野支部は各
地域から裁判所までの貸切バスが出
ます。バス乗車時刻は各支部世話人
にお問い合わせ下さい。

今回は、前回国側から出された2つの準備書面に対する反論を行います。主な反論としては、①航空機騒音の飛行場周辺住民に対する影響が限定的なものであるとの主張に対する反論、②国は騒音被害を軽減するために移転補償、住宅防音工事など多額の費用を支出して周辺対策を十分に行っているとの主張に対する反論、③横田飛行場周辺の騒音被害は受忍限度(我慢がでる程度)の範囲内であるとの主張に対する反論、を予定しています。また、今回



の裁判では、国が北関東防衛局のホームページで発表している騒音測定結果をもとに、騒音は改善されているなどと主張してきていますので、その元となる騒音測定データの開示も求めていきます。反論の内容を、私たち弁護士が法廷で簡潔に話をしますので、ぜひお聞きください。多くの原告のみなさまに法廷にお越しいただくことは、裁判所に身をもって被害を訴えることになり、裁判の大きな後押しにもなります。多くの方のご参加をお待ちしております。

オスプレイ配備・飛来阻止を求めて

10964筆の署名を提出 外務省・防衛省へ要請行動



去る平成26年3月25日、衆議院第二議員会館において、外務省及び防衛省に対し、10964筆のオスプレイ配備計画の撤回及び飛来阻止を求める署名提出及び要請行動を行いました。署名については、多くの原告の皆様にもご協力頂き誠にありがとうございました。

告団、横田・基地被害をなくす会、第四次厚木爆音訴訟原告団など基地騒音被害とたたかう各種団体も参加し、また、辻本清美衆議院議員にも同席頂きました。要請の中身としては、人口密集地である横田基地にオスプレイを配備することの危険性

存在については米側から見れば初めから不信感を訴えて公にされたことへの不信感を訴え、米側との交渉経緯をきちんと開示することを求めました。しかしながら、国側は、米側からはいかなる決定もしておらず、また日本政府としても正式に配備計画の存在については聞いていないとの説明に終始し、なんら誠実さが見られない回答ばかりが繰り返されてきました。しかし、こんなにも多くの人々がオスプレイ配備に反対意見を持っているという事は、国側にとっても強い圧力となることは明らかであり、このように声をあげていくことで、用意な配備計画の実施を止めることが出来るのです。原告団として、今後もオスプレイ配備計画の動向については注視していきます。

国に対して、騒音測定データを 明らかにするよう求める 準備書面(3)を提出

第3回口頭弁論から約1か月半が経過した3月28日、私たちは新たに準備書面(3)を提出しました。

内容は、被告である国に対して、騒音測定データを明らかにするよう求めるものです。

■騒音発生回数のとらえ方

国は横田基地周辺で継続的に騒音測定を行っています。これによって得られた測定データは、横田基地の騒音発生回数やうるささ指数などの算定に用いられ、住宅防音工事など基地周辺対策事業を行う基準となります。

「うるささ指数」とは、「音」という

物理的なエネルギーの大小を、人の感覚に合うように換算した数値で、WECPNLと「den」といった単位で表されます。

うるささ指数を計算するには、まずその地域での1日あたりの騒音発生回数を数える必要があります。

1日あたりの騒音発生回数といって最初に考えるのは、平均回数です。1年間の騒音発生回数を365日で割り算すれば、1日あたりの回数が計算されます。

しかし、この「平均」という方法は、一見合理的のようですが、果たして人の感覚に合うものでしょうか。1日に何百回という騒音があっても、翌日が静かなら

平均は半減します。もしその翌日も静かなら3分の1です。これが繰り返し返されたとしたらどうでしょう。ひんぱんに1日数百回もの騒音にさらされているのに、平均されて3分の1になってしまうと、まるで被害が希釈されたようです。少なくとも、被害の質が異なるように思われるでしょう。

そこで、別の方法が考えられました。まず毎日の騒音発生回数を数えて(0回も含む)、回数が少ない順に並べていきます。そして、少ない方から数えて90%に当たる日の騒音発生回数を、その地域における1日あたりの騒音発生回数とする方法です。この方

法は、算術的には不公平に見えるかも知れませんが、人の感覚としては、静かな日かどれだけあったかより、うるさい日にどれだけひどかったかの方が被害感に結びつきやすいと考えられます。極端に多い1割を除外して、バルンスを考えています。

■うるささ指数・二つの方式

実は、この2つの方法は、別々の政府機関が採用しているものです。平均を用いてうるささ指数を計算するのが環境省、少ない方から数えて90%の値で計算するのが防衛省です。それぞれの方式を、以前の組織名を用いて、環境庁方式、防衛施設庁方式と呼んでいます。

同じ国の機関が別の計算方法を採用しているのには理由があります。環境省が環境庁方式を採用したのは、航空機騒音の環境基準を定めるため、主に民間空港を念頭に置いています。民間空港は1週間ごとに繰り返し返される航空ダイヤに従って飛行機の離着陸が行われるため、毎日の騒音発生回数の変化が小さく、平均回数を標準的な騒音発生回数としても、人の感覚とのずれはあまりありません。そこで、環境庁方式を用いて環境基準を定めました。

他方、自衛隊や在日米軍が使用する軍用空港では事情が異なります。物資や人員の輸送だけでなく、軍用機を用いた訓練なども行われるため、休日の騒音は少なくなるものの、平日は不定期に騒音発生回数が大きく増減します。防衛省がうるさ

さ指数を算出するのは周辺対策などを行うためですので、周辺住民の感覚に合うものでなければ意味がありません。そこで、周辺対策などを定める生活環境整備法とその下位法令では、騒音発生回数の増減幅が大きい場合でも住民感覚を反映しやすい防衛施設庁方式が採用されたのです。ちなみに、この住民感覚に関する考え方は、追跡調査の結果からも合理性が裏付けられています。

■不可解な国の主張を検証するために

国は、今回の裁判で、環境庁方式によるうるささ指数を用いるべきと主張しています。曰く、防衛施設庁方式は政策的に高い数値が出るようにした計算方法なので、これによるうるささ指数は実態を反映していないというのです。

これと同時に、国は横田基地周辺での騒音測定に基づく騒音指数などの推移を裁判所に提出しました。実はこの数値は、横田基地周辺を管轄する北関東防衛局がウェブサイトで公開している数値とほぼ一致するものでした。しかし、不可解なことに、国はこれらの数値は環境庁方式で算出したものだとしています。

北関東防衛局こそ、防衛施設庁方式でうるささ指数の算出を行い、周辺対策事業に用いてきた機関です。それが、今になって環境庁方式での数値を公開していたなどというのは、とにかく信じられません。そもそも裁判で審理の対象になる以上、示された数値がどのような方式に基づいて計算されたものなのか検証できなければいけません。そのためには、計算の基礎となった測定データを明らかにしても

らうことが欠かせません。今回提出した準備書面(3)では、こうした理由から騒音測定データの提出を求めています。第1次訴訟でデータ提出を求めた際もすんなりとは提出されず、訴訟内外の交渉を経てようやく提出されたという経緯がありました。年内にも施行される予定の特定秘密保護法によって、今後こうしたデータの入手が困難になることも心配されます。基地周辺住民のために行われているはずの騒音測定データについて、国がどのような対応をするのかは、今後の試金石になるかも知れません。

弁護士 加納 力



弁護団
ニューフェイス



三多摩法律事務所
弁護士 佐藤 宙
(さとう おき)

初めまして、この度横田基地公害訴訟弁護団に参加させて頂いたことになりました。三多摩法律事務所弁護士の佐藤宙と申します。

平和憲法を掲げる日本にあってはならない米軍基地や戦闘機によって、市民の皆様の平穏な生活が脅かされることは決してあってはならないと

の思いから、弁護団に加入いたしました。戦闘機やヘリコプターのすさまじい騒音による被害は、決してお金だけで解決できるものではなく、根本的な被害救済のためには戦闘機の飛行差し止めることしかありません。もちろん、それは簡単なことではありませんが、粘り強く運動を続けていき、星空だけが輝く静かな夜空を取り戻したいと思いま



八王子合同法律事務所
弁護士 白神 優理子
(しらが ゆりこ)

私が生まれ育ったのは、厚木基地やキャンプ座間が近くにある海老名市です。米兵にしつこく誘われ逃げたこと、突然の爆音に驚きしゃがみこんで震えたことを覚えています。沖縄の少女暴行事件を機に、なぜ米軍基地があるのか、不平等があるのか疑問を抱いてきました。高校では

「基地問題研究」という授業を履修し沖縄調査・国会議員訪問のレポートを書きました。大学では日米地位協定の論文を書き、実務修習地は沖縄を選びました。

このような経験を通して、基地被害の深刻さ、基地被害を受けている地域とそれ以外の地域との基地問題に対する意識の温度差、日本国憲法よりも日米安保条約が優位になっている局面を突きつけられ、その打開策について模索してきました。

反戦地主として生き抜いた沖縄の故阿波根昌鴻さんが大切にしていた、「命どう宝」「みんなが反対すればやめさせられる」の言葉を忘れずに、弁護団活動を頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

中国地方では米軍機の低空飛行訓練による騒音被害が激化している。このため徳島県は2013年度補正予算160万円、2台の騒音測定器を同県牟岐(むぎ)町と海陽町に設置しました。徳島県では、測定によつて集めたデータを基に、米軍や国に申し入れを行うとしていきます。

また広島県廿日市(はつかいち)市でも騒音測定器が設置されていきます。広島県では「各市町から米軍機と飛行の低空飛行の情報を呼びかけ、広く呼びかけることによって、測定器が3台設置された廿日市市で『目撃情報調査票』を作成して、市民に詳細な情報提供を呼びかけています。

このままでは日本全体が“騒音列島”に

中国地方で、米軍機による騒音被害が増えている要因の一つに、広島県と島根県にまたがる中国山地上空に自衛隊の訓練・試験空域が設定されている。米軍機がそこを使つて訓練をしていくためです。同様の訓練空域は群馬県上空にも設定されています。このため群馬県でも米軍機による騒音被害が増えているのです。

自衛隊の訓練空域は、その大半が海上に設けられていますが、中国地方上空域と群馬県上空域は陸上の訓練空域になっています。他の訓練空域では、飛行回数減少も少なく、横ばいの傾向が、この2年つづいて、騒音ともに増加し、住民の苦情が増えています。

増えている飛行回数 11137回 (2013年度)

横田基地の2013年度の飛行回数が、福生市熊川誘導灯付近で11,137回、2012年度より3,061回も増えていることがわかりました。(福生市ホームページより) 時間帯別の飛行回数は下表の通りです。

測定場所 福生市熊川1571番地先 誘導灯付近

時間帯	2013年度飛行回数	2012年度飛行回数
7時～19時	8697	5866
19時～22時	2289	2089
22時～翌7時	151	121
合計	11137	8076

第9号ニュースに同封した「国民署名」の締切は5月20日。原告団では1,000筆を目標に取り組んでいます。すべての公害被害者と手を結んで1,000筆を達成させましょう。

なくせ公害、守ろう地球環境
 第39回全国公害被害者総行動デー
 ◇ 各省交渉 6月4日(水) 14:00～
 ◇ 第39回全国公害被害者総決起集会 6月4日 18時～ 日比谷公会堂

原告団活動日誌

- 3/26 原告団ニュース第9号発行及び発送作業
- 3/30 第43回公害弁連総会参加
- 4/1 原告団ニュース編集会議
- 4/14 定例事務局会議
- 4/18 第14回原告団幹事会
- 4/23 弁護団会議
- 4/23 昭島支部会議
- 4/24 八王子・日野支部事務局会議
- 4/26 八王子・日野支部世話人会

省が島根県浜田市から事情を聴取したほどです。

横田を始め、厚木・小松・嘉手納・普天間などの、米軍機や自衛隊機の騒音は「違法である」との判決が繰り返されていくにもかかわらず、「違法」な騒音が拡大しているのです。こんなことが許されるはずはありません。力を合わせて裁判に勝利して、「違法」の拡大に歯止めをかけましょう。

横田基地のC-130H輸送機 訓練飛行中にパネルやアンテナを落下させる

3月27日、北関東防衛局から、同月25日に横田基地所属C-130輸送機のアルミ製パネル(約8センチ×約13センチ)の紛失が判明し、また、翌26日にも、同型機のアンテナ(長さ約18メートル、重さ約45キロ)を紛失していることが判明したとの連絡が周辺自治体へありました。東京都と横田基地周辺市町連絡協議会は3月28日、横田基地に対し、「厳重な抗議」と共に、「原因究明と再発防止、速やかな情報提供」などを要請しました。

ところが、C-130H輸送機は28日にもパラシュート訓練を実施しています。

4月7日までに防衛省(北関東防衛局)を通じて次の様な回答が得られたとのことです。『アンテナは機体の頭頂部に張られているもので、直径約1.27cm、材質は鋼鉄製で(約18m)、ポリエチレンの絶縁体でカバーしてあります。アンテナの重量は100ポンド(約45kg)ではなく約10ポンド(約4.5kg)です。』『C-130H輸送機すべての機体の点検・整備を行い、紛失した2機以外は3月28日から、紛失した2機は3月31日から通常の運用に戻りました。』

果たしてこの報告内容で、原因究明と再発防止策がなされたことになるのでしょうか。